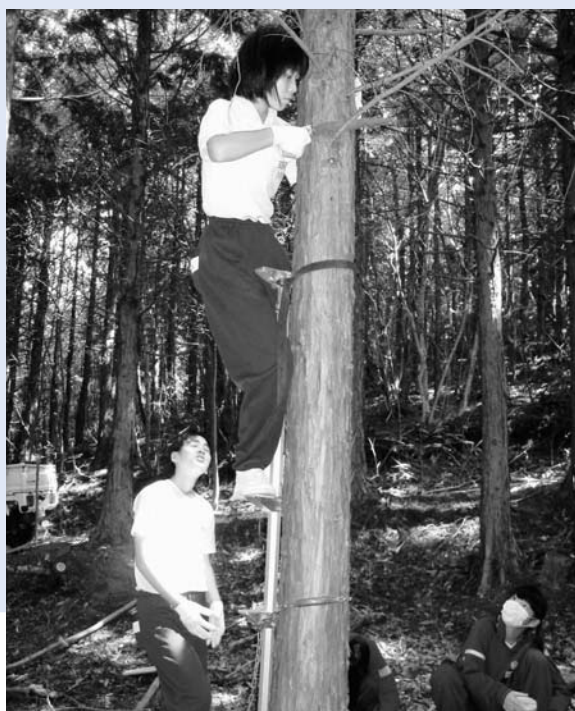


広野の豊かな自然を学ぶ

福島県では2006年から独自に森林環境税を導入しています。それを財源として水域の森林整備や森林環境学習が行われています。広野中学校での取り組みをご紹介します。

広野中学校 1年生 間伐研修会

広野中学校1年生66人が双葉地方森林組合広野事業所根本仁所長の指導を受けながら上浅見川平内地区の町有林で枝打ち・間伐材処理作業に取り組みました。



▶ 間伐を体験する広野中生徒

「間伐研修会」に参加して

広野中学校1年 松本優奈

私は、総合的な学習の時間で、間伐材の伐採体験学習に参加しました。

私にとって間伐を行うことは、せっかく育てた木を切ってしまうことでもったいないこと、自然を壊すことだと思っていました。しかし、体験学習を通していろいろな事が分かりました。間伐を行うことによって、もったいないと思っていた事が林内に光を取り込み健全な木、森林を育てられる事につながる事が分かりました。逆に間伐を行わないと風雪害を受けやすくなり、時には、壊滅的な被害を受けることも分かりました。

この体験で、はじめて、のこぎりで木を切ってみました。意外と切れなくて難しかったですが、切れた時はうれしかったです。

また、はじめて使ってみたチェーンソーは重くて大変でしたが、切った時はちゃんときれいに切れてうれしかったです。

今回の体験で、山での体験や間伐が身近に感じ、いい体験をしてよかったと思いました。



▲ 木工教室の様子

広野中学校 2年生 木工教室 「本立て製作」

広野中学校2年生は地元の大工八巻隆さん(折木南沢)の指導を受けながら国産杉材を利用して本立て製作に取り組みました。

平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況をお知らせします。

健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	13.9	64.0
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	—

備考 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」と記載しています。

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足率(%)	備考
公共下水道事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	
土地開発事業特別会計	—	

備考 1. 資金不足比率は、資金の不足額がない場合は「—」と記載しています。
2. 備考欄は、事業の規模の算定方法を記載しますが、資金の不足額がない場合は記載していません。

用語説明

- 実質赤字比率
一般会計の実質赤字額の標準財政規模(標準的な経常的一般財源の規模を示すもの)に対する比率です。
- 連結実質赤字額
町の全部の会計の黒字額と赤字額を通算した後の実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。
- 実質公債費比率
一般会計における地方債の元利償還金と特別会計及び一部事務組合等の起こした地方債の元利償還金(準元利償還金という。)のうち一般会計で負担する額の合計額の標準財政規模を基本とした額に対する比率の3年間(平成18、19、20年度)の平均の数値です。
※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額です。
- 将来負担比率
一般会計における地方債の残高や特別会計及び一部事務組合等の起こした地方債の残高、退職手当支給見込額(特別職を含む。)、損失補償をしている第三セクター等の負担すべき債務の見込額、連結実質赤字額、一部事務組合や土地開発公社等の赤字額などの一般会計が将来負担すべき実質的な負債の額の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。
- 資金不足比率
一般会計における実質赤字額に相当する公営企業会計の資金不足額の公営企業の事業規模に対する比率です。
- 早期健全化基準
地方公共団体が、財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値です。健全化判断比率がこの数値を上回った場合は、「財政健全化計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で県知事に報告しなければなりません。
- 財政再生基準
地方公共団体が、財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値です。将来負担比率を除く健全化判断比率がこの数値を上回った場合は、「財政再生計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で総務大臣に報告し、その同意を受けなければなりません。
- 経営健全化基準
地方公共団体が、自主的かつ計画的にその公営企業の経営の健全化を図るべき基準として定められた数値です。公営企業の資金不足比率が20%を上回った場合は、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で県知事に報告しなければなりません。

健全化判断比率等の摘要範囲

区分	広野町	比率
普通会計	①一般会計等 一般会計	実質赤字比率
公営事業会計	②公営企業会計以外の公営事業会計 国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 老人保健特別会計 後期高齢者医療特別会計	連結実質赤字比率
	③公営企業会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 土地開発事業特別会計	実質公債費比率 将来負担比率
一部事務組合・広域連合	双葉地方広域市町村圏組合 双葉地方水道企業団 福島県市町村総合事務組合 福島県後期高齢者医療広域連合	資金不足比率
地方公社・第三セクター等	双葉地方土地開発公社 社会福祉法人広葉会(リリー園)	